

## 令和4年第2回神崎町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和4年6月9日(木曜日) 午前10時04分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(神崎町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第3号 神崎町農業振興協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第4号 神崎町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第9 請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第10 陳情第1号 議場に国旗・町旗の掲揚を要望する陳情書
- 日程第11 一般質問

### 追加議事日程(第1号の追加1)

- 第1 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
- 第2 発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

---

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君																
教	育	長	小川	泰求	君	総	務	課	長	久保木	豊吉	君								
総	務	課	主	幹	澤田	達也	君	総	務	課	主	幹	池上	至人	君					
町	民	課	長	浅野	憲治	君		ま	ち	づ	く	り	課	担	当	課	長	石井	達矢	君
ま	ち	づ	く	り	課	主	幹	石橋	正彦	君		保	健	福	祉	課	長	廣瀬	裕	君
保	健	福	祉	課	主	幹	奥山	晴美	君		教	育	課	長	金田	智	君			
会	計	管	理	者	(出	納	室	長)	高橋	誠一	君									

---

職務により出席した者

事	務	局	長	本宮	賢	君	書	記	花嶋	三永	君
---	---	---	---	----	---	---	---	---	----	----	---

## ◎開会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 令和4年第2回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦労さまです。本定例会も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放しますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、6月1日に行われました議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日1日とすることになりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

議会を開催するに当たり、ここで4月に新しく採用になった職員の紹介を執行部からお願いいたします。

（新規採用職員紹介）

（午前10時04分）

---

## ◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 秀雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、9番 石井 正夫議員、10番 寶田 久元議員を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（大原 秀雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

---

### ◎行政報告

○議長（大原 秀雄君） ここで、神崎町長より行政報告の申出がありますので、これを許します。

椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 本日は、6月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染力が強いとされる変異株、ステルス・オミクロンへの置き換わりが進みました。蔓延防止措置等の行動制限がなかった大型連休後の感染状況は、心配された拡大傾向には至っておらず、千葉県では、6月5日現在の累計感染者数が45万2,270人、直近週間平均の新規感染者数が524人で、前の週を251人下回る状況で推移しております。

本町における感染者の状況は、県発表によると、6月2日現在の感染者数累計で201人という状況で、第6波以降で151人増加となっているところでございます。感染予防のためには、引き続き一人一人ができる予防策をより一層、心がけることが必要と思われれます。

こうした中、感染抑制のためのワクチン接種ですが、本町の接種状況は、対象者の約90.8%の方が2回接種を終えております。3回目については、最終5月29日の集団接種を終えた時点で、約80.9%の方が接種を済ませているところでございます。

現在、本町では、国の方針に沿って3回目接種を完了した60歳以上の方と基礎疾患のある方を対象に、4回目の接種を行う準備を進めており、接種券の発送や接種体制を整えるなど、7月下旬から、プラザを会場に集団接種の実施を計画しているところでございます。

一方、長期化するコロナの影響で、生活困窮に直面する方々の暮らし支援のため、

支給が進んでいる各種給付金につきましては、まず該当世帯へ一括10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金の支給は、児童手当受給世帯及び高校生、新生児を対象に、合計667人分、6,670万円を給付し、4月27日振込をもって全給付を完了いたしました。

また、住民税非課税もしくは家計急変世帯を対象に、1世帯10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給状況については、現在、5月18日振込分まで、503件、5,030万円の給付手続を実施いたしました。

なお、申請期限は9月までですので、今後も順次、支給業務を進めてまいります。

次に、経済振興を図る支援対策関連ですが、コロナの影響により、令和3年産の米価が大幅に下落し、農業経営環境が悪化したことに対する支援措置として、水田農業緊急安定対策事業を展開いたしました。この事業は、農業の経営安定に寄与するため、地方創生臨時交付金を財源に、生産目安を上限として、主食用米の作付面積10アール当たり3,000円を補助したもので、交付決定者数が119経営体、交付対象面積は約275ヘクタール、交付金額は827万1,000円の事業実績となりました。

次に、イベント事業関連ですが、5月22日、第1回神崎発酵マラソン大会を開催いたしました。コロナ予防対策を徹底しながら実施に臨み、天候にも恵まれ、おかげさまをもちまして、町内外から1,500人を超えるランナーのエントリーをいただき、大過なく成功裏に開催することができました。これもひとえに町民、また各種事業所、団体、議員の皆様方にも参加をいただきましたボランティアの皆様方のおかげでございます。まさに町が1つとなって、ご支援、ご協力をいただいたたまものとして、感謝しております。大変ありがとうございました。

参加ランナーの皆様にも大好評でありました。次回を楽しみにしているという言葉多数頂戴しております。なお、初開催ということもあって、至らぬ点やご指摘も多々あったかと思いますが、反省点を次回開催に生かすよう、改善を図ってまいります。

次に、子育て関連ですが、子育て支援センターどんぐりの森につきまして、本年度より、開設日を週2回から3回に増やし、未就学児を持つ子育て世帯を対象に実施しております。12組の親子が登録し、子どもの遊びの場、子を持つ親の交流の場、子育て相談の場として利用されております。親子の笑顔とふれあいが和やかな雰囲気をつくっているところでございます。

次に、道の駅関係ですが、道の駅の経営状況につきまして、去る5月28日に株主総会が開催されたところですが、コロナ感染症流行前は年間80万人近い来場者にお越し

いただいております。一昨年は来場者が71万人に減少し、厳しい経営環境となっております。しかしながら、感染症が落ち着くに従い、徐々に来場者数が回復傾向となり、昨年は74万人の来場となりました。

また、販売金額に関しては、まとめ買い効果もあり、客単価の上昇から、総額ベースで7億7,000万円と、過去最高の売上高で決算されました。詳細につきましては、9月議会で報告させていただきます。

次に、国主体で実施している（仮称）圏央道神崎パーキングエリア整備関連についてですが、用地買収を完了し、道の駅西側の内回りパーキングエリアに関しては現在、地盤改良工事が進められており、順調に事業は進捗しております。

また、パーキングエリア連結に伴う道の駅改修事業に関しましては、PAとの接点調整を行いながら、昨年度、基本設計を実施したところであります。今年度、建築に関する実施設計を行い、本格的な工事は来年、再来年となるところであります。一部パーキングエリア用地の接点となる水路ボックス新設工事につきましては、本年度から着手していく予定であります。

次に、道路改良事業関係では、主要事業の町道3路線、これにつきまして、引き続き用地取得を進めるとともに、成田神崎線及び神宿松崎線の一部造成工事を実施する予定であります。

結びになりますが、元気で活気あるまちづくりを実現するため、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### ◎日程第3 報告第1号

○議長（大原 秀雄君） 日程3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

報告書を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 以上で、日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、承認を求めるものであります。

改正の主な内容については、地方税法等の改正に伴う関係条例の改正を行うもので、個人住民税においては、住宅借入金等特別控除の控除期間を13年とする特例等が、居住年が令和7年12月31日までのものに延長され、所得税で引き切れない額があるものについては、翌年度の個人住民税において控除限度額の範囲内で減額されるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

て（神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、承認を求めるものであります。

主な改正の内容については、令和4年度税制改正での国民健康保険税の見直しによる地方税法改正に伴い、本条例を改正するもので、国民健康保険税に係る基礎課税分限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは国保の値上げだということでございます。今、神崎町に国保に加入しているのは何世帯で、また、後期高齢者はどのくらいありますか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 寶田議員の質問にお答えいたします。

国保の加入世帯ですが、約950世帯の加入になっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 申し訳ありません、後期高齢者の世帯数ですが、確認した後ほどお答えいたします。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

質疑がないようですので、お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第6 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程第6 議案第3号 神崎町農業振興協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第3号 神崎町農業振興協議会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、神崎町農業振興協議会の設置に関して制定された条例の一部改正となります。昭和55年に制定された本条例について、以前は農業振興地域整備計画に関する案件のほか、米の生産調整や農業経営基盤強化促進法などについても、本協議会の審議事項となっておりました。

しかしながら、現在、米の生産調整等に関しては、農業再生協議会の審議事項となっており、現状に即した体制とするため、農業振興地域整備計画の策定・変更に係る案件審議に特化した形で条例を改正するものであります。

また、農用区域の除外・編入に関する案件が主なものとなることから、委員に位置づけられている農業委員の任期に合わせ、従前2年となっていたものを3年に変更し、会の運営が円滑化するよう改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番(高柳 智君) こちらは農業振興地域制度によるものだと思うんですが、現在の当町の農振計画の実状と、多分ほかの施設もそうなんですけど、いわゆる全体見直しを10年スパンで行われていると思うんですが、そこら辺の現状はどうでしょうか。

○議長(大原 秀雄君) 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹(石橋 正彦君) ただ今の高柳議員のご質問にお答えさせていた

だきます。

農業振興地域の整備計画に関しまして、まず農業振興地域基本方針というものを千葉県が定めます。これによって、農業振興地域を指定することになります。神崎町につきましては、工業団地等を除きました全域18.99万平米が指定されております。

こちらの基本方針を踏まえまして、神崎町で農業振興計画を定めます。こちらは、農用地区域、特に農業上、重要な土地ということで設定した区域となります。いわゆる農振農用地と呼ばれている区域となります。こちらを設定するわけですが、神崎町では714.1ヘクタール、こちらを農用地区域として設定しております。

また、農振全体見直しに関しましてですけれども、神崎町の農振全体見直しにつきましては、平成30年に実施しております。なお、前回の見直しにつきましては平成11年ということですので、20年ほど間が空いていたような状態でございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第3号 神崎町農業振興協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第7 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第7 議案第4号 神崎町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億370万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,170万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金、衛生費国庫負担金及び補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金、補助金として、合計2,475万9,000円を計上いたしました。

また、民生費国庫補助金では、住民税非課税世帯等に係る臨時特別給付金分として、1,205万7,000円を計上いたしました。

総務費国庫補助金では、コロナ過における原油価格・物価高騰対応分として、地方創生臨時交付金3,713万5,000円を計上いたしました。

19款、繰入金では、財政調整基金より2,656万5,000円の繰入を行います。

歳出の主なものは、2款、総務費では、緊急生活支援事業として、町内事業所で利用できる生活支援商品券を発行し、地域経済の活性化と生活者の支援のため、6,370万円を計上いたします。

3款、民生費では、非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業として、1,205万7,000円を計上いたしました。令和4年度に新たに住民税非課税世帯等となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給いたします。

4款、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、4回目のワクチン接種を実施するため、2,475万9,000円を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） まず、緊急生活支援事業なんですが、こちらは以前は商工費だったと思うんですが、今回、総務費になっておりますが、なぜつけ替えされているのか。

あと、負担金が6,227万5,000円と細かい数字なんですが、こちらの積算の内訳。

あと、次の非課税世帯と子育て世帯給付金、こちらは新規になった世帯が対象だということなんですけれども、その中に、両方ともなんですけど、家計急変世帯という対象者が入ってきていると思うんですけど、こちらはどういう基準なのか、教えていただきたいんですけれども。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

まず、緊急生活支援事業の前回との予算分けの理由でございますが、今回、こちら

の事業に関しましては、地方創生臨時交付金のほうを原資として充てさせていただいております。こちらのほうは今回、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対する町民の皆様への生活支援ということに重きを置いたものでございます。ですので、前回までの商品券に関しましては、商工業者の支援事業ということで、商工費でつけさせていただきましたが、今回は目的が皆さんの生活支援というほうに動いておりますので、予算組みのほうを地域振興費のほうで付け替えをさせていただきました。

続けて、積算の内訳でございます。主立ったところは、まず1人当たり1万円という商品券の金額のもの、あとのぼり旗等、また商品券の印刷代等を含んだ事務費等を含んでございます。商品券に関しましては、1万円掛ける5,900人分を見越しております、5,900万円。その他のものにつきましては、印刷代や、先ほど申しましたのぼり旗等の消耗品等の事務費と、あと商工会さんに事務を担っていただきます換金の手数料等を踏まえまして、残りの金額となっております。

あと、併せて、連続で申し訳ありません、先ほど質問のありました家計急変世帯についてです。私のほうからは、非課税世帯に対する家計急変世帯の内容についてご説明したいと思います。

まず、非課税世帯、今回補正で上げさせていただきましたのは、昨年度、3年度非課税の方が対象だったものを、今回またさらに拡大しまして、今度は4年度の住民税が非課税になる方、ただし3年度で既に受給済みの方は対象にはならないというような大前提がございます。

さらに、この4年度課税になっておる方でも、実際に月の収入が大きく激減して、それを12か月計算にならしますと非課税の世帯の対象となる方というのを家計急変世帯といたしまして、今回、計上させていただいております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

7番 石橋議員。

○7番（石橋 伸一君） 緊急生活支援事業のことでお伺いいたします。

今、ご説明ありましたが、この商品券につきましては、いつ頃、皆さんに配布する予定なんでしょうか。

また、その使用期限はどのようになっていますか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 緊急生活支援事業の商品券の使用期間、利用期間ということでございます。

現状、考えているスケジュールとしましては、7月末に商品券のほうを発送させていただきまして、利用期間としましては、8月半ば、15日を今のところ想定しております。

使用期限につきましては、令和5年、来年の1月末、1月30日ということで現在、検討中でございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 先ほど、一番最初に報告事項、されました。その際に、令和3年度繰越明許の中で、非課税世帯に対する臨時特別給付事業、そのうちの722万5,000円を明許するという事になっていました。これらの期限が秋まで、令和3年度事業ですけど、秋まで申請期間があるということで今回、明許になっています。

さらに、今補正で1,200万、同様の事業がもらえました。約120世帯ということになりますよね。前回の令和3年度の部分についても、70世帯強、繰越しして、この70不足120、どちらも共用してはできないということですから、その192世帯、それらの根拠というのは、明許したこの部分も含めて、なぜにこの192になっているのかお伺いしたい。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、繰越した金額、722万5,000円でございます。このうち、実際に給付費として、給付費分は70人分で、700万円ということで見込んでございます。

こちらについては、令和3年度非課税の世帯で、まだ申請がお済みでない方がやはり何世帯がいらっしゃいますので、そちらを見込みまして、あとその3年度からの家計急変等が見込まれる方が、ちょっとこれは完全に数を把握できるわけではないので、多少見込みというところもありまして、含めて70世帯分を3年度から4年度へ繰り越してございます。

それで、改めて今度、4年度で新規で今回、補正でさせていただきました非課税世帯の給付に関する事業でございますが、今回はそこで120世帯分を見込んでございます。こちらにつきましては、住民税、先ほど申しましたとおり、令和3年度が課税であって、令和4年度が新規で非課税になった方というのが基本の対象になってくるというところでございます。

こちらのほうを、システム等を使いまして試算したところ、そちらの非課税世帯に関しては約80世帯、それにプラスして、これについてはちょっと数が把握できないの

で、見込みになっちゃうんですけども、家計急変世帯分を40世帯として、合わせて120世帯分ということで予算を計上しております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 3月末におけるこちらの実績数値、何世帯分あって、今回は70世帯分を送ったということになってはいますけれども、何世帯の実績、3月末で結構です、あったんでしょう。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） ご質問にお答えいたします。

3年度末、3月末までの実績といたしましては、488件、こちらのほうを給付済みでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 今回の4回目の接種の件なんですけど、3,000人分と伺っておりますけど、1・2回はファイザー、それ以降はモデルナで、また最後にファイザーとありますけど、これはあとの方のモデルナで接種する方が、どうしてもファイザーがいいという方がいらっしゃると思うんですけど、その辺のファイザーの人数分はどのくらいあるんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 正確な数字はちょっと手元にはございませんが、おおむね半々ぐらいの割合で、ファイザー、モデルナのほうを用意できる予定となっております。

○議長（大原 秀雄君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 受けるほうは、1・2回がファイザーということなんですけど、やっぱり中にはファイザーがいいという、後から、何というんですか、もう郵送されていますよね。接種券が。それでもやっぱり無理なんですよね。どうしてもファイザーでやってほしいという方。多分、今までだと、大半がファイザーがいいということなんですけど、その辺の感じはどうなんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 今現在、予定としましては、7月以降に集団接種を行う予定で考えております。

その中で、各日程日に対してのワクチンの種類も皆さんにお示しして、どうしてもAのワクチンが体に合わない、Bのワクチンがいいという方は、Bのワクチンの日程のほうに変更していただくというようなことが可能になるように、準備を進めております。

また、1日最大240名の方に接種する予定なのですが、その枠を超えて接種がその日に予約がとれないというような場合につきましては、個別接種でご希望のワクチンを打てる医療機関等を探していただいて、打っていただくというような形で考えております。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 3つほどお聞きします。

商品券ですよ。これ、皆さん、話をしていましたが、5,900人分の予算を取ってありますが、町長がマラソン大会での開会式の挨拶のとき、5,800人のところに、たくさんの人に来てもらいましたという挨拶をしておりましたので、今、神崎町に商品券1万円ずつ配布するの、正確に何名くらいいるわけですか。これが1つ。5,900人はいないと思いますがね。

非課税世帯、これ、120……、令和3年度の申告で非課税になっている。世帯分離についてお聞きします。1軒のうちに、世帯分離だから、それで老人と若い人が住んでいる。それを世帯分離しちゃって、それで非課税にしちゃっている。そういうのもこれは対象になるわけなんですか。

それで、年金だけでは恐らく非課税、特に国民年金なんかでは低いわけですから、その基準、非課税に、世帯分離についてお聞きします。またこれは2回目の質問でいきます。

それと、4回目の接種、3,000人分の取りあえず予算を組んであるというわけですが、65歳以上と基礎疾患で何名くらいいるわけですか。

それと、私の場合には介護事業をやっていて、事業所で受けますから、そういう人の人数というのは入れてあるわけですか。3,000人でまた余れば、また若い人に次の接種に回せばいいだけですが、取りあえずこの3点、聞きます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） まず、商品券の対象人数ということですが、5月1日現在の神崎町の人口は5,792人ということで、こちらをベースに、予算組みをしているところでございます。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ワクチン接種についてお答えいたします。

ご質問の中で、65歳以上というお話がございましたが、今回、4回目の接種につきましては、60歳以上の方が対象となっております。60歳以上の方が約2,300名、基礎疾患の方が700名ということで、トータル3,000人というようなことで考えております。この中には、事業所にお勤めの方も含まれているということです。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） それでは、非課税世帯の給付金の世帯分離についてお答えいたします。

まず、こちらの給付金は、先ほどから申し上げているように、世帯が全員非課税であるというのが第一前提になってくるところでございます。

こちらの事業につきましては、基準日というものが設けられています。そちらの基準日以前に、既に世帯分離をされている世帯に関しては、別世帯として計算するような形になります。基準日を越えて世帯分離をしたという世帯については、その世帯分離前の状況で判断するという形になります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 世帯分離だけもう一度聞きます。

先ほども、一家のうちで、働く人は何百万の収入がある。同じに生活していて、それを世帯分離して、老人のほうは年金収入だけ。それで非課税になる。これは法的に問題ないわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） ただ今の質問にお答えいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたとおり、基準日以前に世帯を分けている世帯に関しては、そちらの状況にのっとって計算するようになります。ただ、今回のこの給付金に関しては、課税者の扶養になっている世帯の方については対象外となりますので、おおむねよくあるところでは、一家で世帯を分けていても、その課税者の方の扶養に入っているケースの場合が多くあると思いますが、そういった場合は対象外となります。ただ、そういった関係がなければ、世帯がその基準日以前の状態で判断するようになりますので、同一の世帯でも、世帯が分離されていれば、それぞれの世帯として計算するということになります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、扶養に取らなくて、一緒に生活していても、世帯を分離……、扶養に取っていないとなれば非課税になるわけですか。それを確認。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） お答えいたします。

基準日時点で世帯が分かれていますれば、そちらは支給対象となります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 非課税にして、世帯を分離して一緒に生活していても、それで非課税になるというと、扶養には取っていないけども、いろんな、違反ではないだろうけども、老後のこれからの介護の関係なんかでも、世帯分離して非課税にすると、特養、老健は減免措置も取れる。これはある程度の一家の大黒柱が収入があって、それで住んでいても、世帯分離すれば非課税と認められる。基準日がそうですが、扶養に取ってなければそれは認められるわけなんですか。

私の質問、分かりますか。分離世帯。奥山主幹、いろいろあって、介護のほうであれですが、そういう世帯がいっぱいあるでしょう。減免措置を取っていて、非課税にしちゃって、同じ世帯で住んで。奥山主幹は今回、初めてけども、非課税に、世帯分離をして、それを私は聞いているわけ。世帯分離。扶養に取らなければそれでいいわけだ。それで非課税にしちゃって。年金だけじゃ、特に国民年金だけじゃ恐らく非課税でしょう。介護サービスを受けていて、1割負担も減免される、そういう世帯がいっぱいあるでしょう。それを聞いているわけなんですよ。この非課税。10万円入れるのは、そりゃいいと思いますが、それは法的に問題ないんでしょうか。そのようにやっても、分かりませんか。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） ご質問にお答えいたします。

取りあえず先ほどの給付金に関しましては、その基準日というのを国のほうで定めていますので、そちらの日を境で、そのときの状況で判断するということが決まっておりますので、特に問題はないと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは直接の質問でないから、場合によっちゃ議長から忠

告を受けるかもしれないけれども、世帯分離、これに関してちょっと聞いただけです。それは基準日は令和3年度で、そのときになっていけば10万円支給ということだけでも、これ、世帯分離して非課税になっているのを、そのことを聞いたんですが、この次になってもいいから、調べておいてください。いいです。先に進めて。

○議長（大原 秀雄君） いいですか。

○10番（寶田 久元君） いいですよ。

○議長（大原 秀雄君） 進めて。

○10番（寶田 久元君） はい、いいです。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 寶田議員から今、非課税世帯のどうのこうのいっばい出たんですけども、生活保護を受けている世帯、生活保護を受けている個人、これらは当然、非課税世帯ということになりますから、10万円給付、昨年度は既にもらっていると思うんですけども、そういう場合、生活保護費が減額になっちゃうんでしょうかね。それだけ。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 申し訳ございません、確認してお答えさせていただきます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第4号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 請願第1号及び日程第9 請願第2号の上程、説明、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第8 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に

関する意見書」採択に関する請願書と、日程第9 請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書は関連がありますので、一括議題といたします。

紹介議員は登壇し、請願の朗読と趣旨説明をしてください。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） （請願朗読）

今回の請願の概要ですが、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生じ、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれもあることから、制度の堅持を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

（請願朗読）

今回のこちらの2023年度の請願事項の概要ですが、子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するため、教育環境の整備を一層進めることがあることから、2023年度の教育予算の拡充を要望するものです。

以上、議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） お諮りします。本案は請願でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決します。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

日程第9 請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決します。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

---

◎日程第10 陳情第1号の上程、説明、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第10 陳情第1号 議場に国旗・町旗の掲揚を要望する陳情書を議題といたします。

陳情書を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） お諮りします。本案は陳情でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） この中で、日の丸は、国民からすれば戦争に駆り出された象徴であり、アジアの人々にとっては一方的に侵略されたあかしです。そして、日の丸は国民的に議論されたものでもないし、ましてや国民的に合意されたものではありません。つまり、国旗としては、全ての人々に認められたものではないのです。こうした議論は、正式に制定されてからのことだと思えます。今はまだ掲揚すべきではないと思えます。

○議長（大原 秀雄君） ほかにご意見ございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 賛成討論。今、反対討論みたいなのが出たから、私は賛成討論はやりないと思いましたが、少し長くなります。高柳議員の一般質問に影響したらすみませんが。

今、反対討論のようなことが出ました。日本は、昭和20年8月15日、ポツダム宣言を受託して、敗戦に至りました。戦前は日の丸、「君が代」国歌、国旗、それは当たり前だと思っていました。今でもそうです。

これは教育現場での問題ですが、私は昭和33年4月1日に米沢小学校に入学した。その後12年間、昭和45年、下総高校を卒業。その間に、小学1年生のときは入学のときの日の丸を掲揚して「君が代」を歌った覚えはないけども、学校行事には欠かせない、必ず日の丸、「君が代」が、私が12年間、学校に通ったときには必ずあった。

その後、学校現場で、その当時はそんなにまだ問題ではなかった。教職員の労組が、特に日教組をはじめ、日の丸、「君が代」に対しての抵抗が大分あったようです。それでここにも書いてあるような、広島校長が自殺した。教育現場で生徒たちに、日の丸、「君が代」は駄目だよと言うような教師もいました。この校長はその板挟みになって自殺した。

そこで今、話が出たように、平成11年3月で、同年8月13日には、当時はまだ法律

で国歌・国旗が施行されてなくて、小渕総理大臣のときに、これが法律で施行された。これは法律で決まっている。日の丸、「君が代」、あらゆるところに、スポーツ界においても、いろんなどころにおいても、日の丸を掲揚し、「君が代」を歌っている。そういうわけです。

ごく一部の人が、日の丸、「君が代」を否定していますが、法律で決まって、これは日本国民として当たり前。オリンピックに関しては、金メダルを取ると、メインポールに日の丸が揚がり、「君が代」が演奏される。これは感動的なもの。もし日の丸、「君が代」を否定した人は、金メダルを取ったとき、それは拒否するのか。あと、教育長にもあれですが、これは質問ではないですが、学校行事には必ず「君が代」、日の丸をやっています。

これは私の長年の課題でした。議員で1年目、2年目の駆け出しのとき、臼方馨先輩議員がいました。そこで、平田さん、当時の議長、そのお宅で、私は議員発議でこれをやりますと話したら、相当な議論になった。それでその後、平田議長に、寶田、今はこれはやめておけと言われたもので、そのまんまにしておりました。

私ももう長い間、もう議員もそんなにはできませんが、議場にこれを掲げるのは、私の夢でした。でも、なかなかその後、臼方さんが終わり、臼方さんの後任の人も出ました。全員協議会では、私とよく議論した。なかなか難しいなというような感じがしました。そうしましたら、町旗を要望する会というのができましたので、私もそれに参加しております。

というわけで、議員の皆様の良い判断でご賛同いただければ幸いです。

以上で、賛成討論を終わりにします。

○議長（大原 秀雄君） 本案は陳情でありますので、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 陳情第1号 議場に国旗・町旗の掲揚を要望する陳情書を採決します。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（大原 秀雄君） 挙手多数。よって、本陳情は採択されました。

次に、廣瀬保健福祉課長から発言を求められておりますので、どうぞ。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 先ほどの椿議員の給付金に対する生活保護者の収入認定の件でございます。

今回の給付金につきましては、生活保護者の収入として認定されません。よって、この給付金が支給されることによって生活保護費が減額されるということはありません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 寶田議員からのご質問、後期高齢者の加入者数を教えてくださいということで、確認いたしました。

5月末現在で、1,093人、加入されております。

以上です。

---

## ◎日程第11 一般質問

○議長（大原 秀雄君） 日程第11 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いします。

### ◇ 3番 高柳智君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳智議員の質問を許します。

○3番（高柳 智君） 議員番号3番、高柳智です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず、ロシアによるウクライナ侵攻がいまだに行われております。一体どのくらいの尊い命が奪われているのでしょうか。何もできない自分の無力さと、この戦争を引き起こしたロシアに対する強い憤りを禁じ得ません。

一方、国内では、新型コロナウイルス感染症、オミクロン株は思ったより多く、感染者数も思うようには減っておりません。しかし、町として引き続きワクチン接種など、新型コロナウイルスに対する迅速な対応を取られていることは、誠に心強い限りであります。何よりも、一日も早い感染の終息、特効薬の開発が待たれるところです。

私の質問は5つですが、まず過疎対策についてです。

現在、総務省が人口減少率などから過疎地域に指定する自治体が、全国の市町村の半分を超えています。過疎自治体が5割を超えるのは、1970年の指定制度開始以降初

めてで、政府は地方創生策を進めておりますが、地方の衰退に歯止めがかかっていない現状です。

過疎地域については、昭和45年以来、5次にわたり、議員立法として制定された過疎対策立法の下で、各種の対策が講じられてきました。現行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、人口の著しい減少等に伴って、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等がほかの地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実質するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としております。

以降については、自席にて行います。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 過疎地域なのですが、近隣では東庄町、香取市のうち旧佐原、栗本、山田地区が過疎地域になっておりますが、当町はこちらの過疎地域には該当しないのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 高柳議員おっしゃるとおり、東庄町が平成29年の4月から、あと香取市のうち旧佐原、山田、栗本の3町の区域が平成4年の4月からということで、それぞれ過疎地域に追加指定されております。

過疎地域につきましては、人口の著しい減少に伴って、その活力が低下している地域ということですが、神崎町につきましては、人口の減少率が法で定める人口減少率の要件には該当しないと。そこまで水準が高くないという状態でございますので、現在、過疎地域には指定されていないという状況でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 指定されていないのは分かりました。過疎地域に指定された場合、国庫補助率のかさ上げ、過疎対策事業債の発行、あと金融措置、税制措置、過疎地域の持続的発展の支援のための措置等々、見るとかなり優遇されるのかなと思っておるんですが、こちらについてはどのように考えますか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 過疎地域に指定されるということで受けることのできる国の支援制度、今、議員のほうからおっしゃっていただきましたが、国庫補助のうち、小中学校校舎の統合に伴う整備などの補助率のかさ上げ、あと過疎対

策事業債の発行、地方税の課税免除等に対する減収補填措置などがございます。

この中でも代表的なものとしましては、過疎対策事業債の発行でございます。この事業債につきましては、過疎地域における施設整備などの事業に対しまして、充当率が100%、元利償還の70%が交付税措置されるということで、非常に有利な地方債の発行が特別に認められるという制度でございます。この事業債の発行が、過疎地域にとって最大のというか大きなメリットとなっているということで、認識しております。

国の予算のほうも、この10年間でおよそ1.8倍まで増えているというような状況でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 神崎もいずれはこの人口が減少化すると対象になるのかなと考えますが、地域のシステムとは別に、人的な過疎対策として、集落支援員や地域おこし協力隊など——この辺では香取市ですか——を活用しておりますが、こちらの活用のほうは考えていらっしゃいますか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） まず、集落支援員の制度でございます。集落支援員とは、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、集落への目配りとしての集落の巡回・状況把握等を実施するという制度でございます。

近隣では、香取市のほうで4名の方が設置されております。旧小学校単位で組織されております、まちづくり協議会に関する活動をされているということで伺っております。

なお、国からの支援制度としましては、この配置の費用に関して、特別交付税による財源措置があるという制度でございます。

あと、地域おこし協力隊につきましては、こちらも総務省が推進する制度ということで、都市部から過疎地域等へ一定期間、移住しまして、地方自治体からの委嘱を受け、地場製品の開発・PRや農林水産業への従事など地域協力活動を行いながら、その地域に定住してもらうという取組でございます。

近隣では、香取市のほうで現在4名、多古町のほうで同じく4名の方が設置されており、観光振興もしくは移住・定住に関する活動をされているということで伺っております。こちらも特別交付税による財源措置がございます。

ただ、ちょっと調べてみたんですが、神崎町につきましては条件不利地域に該当しないということで、こちらの特別交付税措置を受ける地域にはなっていないというこ

とでございます。

この集落支援員、あるいは地域おこし協力隊の設置に当たりましては、申し上げましたように、香取市や多古町のほうで近隣の取組がございますので、そちらを参考にさせていただきながら、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね。何でも設置すればいいというものじゃないので、内容ですね。どのように活用するかという内容を当町なりに研究していただいて、活用できるものは活用していただきたいなと思います。

続きまして、発酵マラソンについてです。先月開催されました発酵マラソンについてなんですが、まず、参加者数等、開催の概要、結果についてお聞きいたします。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、参加者数でございますけども、エントリー、こちらが1,515名ございました。当日、実際に参加された方、こちらが1,357名ということで、約9割のご参加をいただいたというところでございます。

それで、当日の概要というところでしょうかね。前日まで雨でして、開催が非常に危ぶまれたところだったんですけれども、幸い、町長の行政報告にもございましたけれども、好天に恵まれたということで、特に大きな事故もなく、無事終了したというところでございます。

また、ボランティア関係、特に出店関係がブースを設けていろいろ販売等を行ったわけですけども、大変好評でございまして、結果的によかったのかなというような感想を持っております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 続きまして決算、こちらの概要を教えてくださいなのですが。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。大体、決算見込みというところでお答えいたしたいと思います。

まず、収入につきましては、合計で1,710万円。内訳といたしまして、まず参加費、こちらが564万円。それから町からの補助金、こちらが2か年度分ということで、500万円ずつということで、1,000万円でございます。それから協賛金、ご賛同いただいた企業、また個人から頂いた協賛金でございます。こちらが64万円。それから雑収入、

こちらが4万円。繰越金、こちらが78万円というような内容になってございます。

他方、支出額は合計で1,694万円ということでございます。内訳といたしましては、商品代が153万円、それからゲストランナー、医師、看護師等、当日ご協力いただいた方々に対する謝礼、こちらが86万円。それから、エントリー、会場運営、備品のレンタル等に係る委託費、こちらが多かったんですけども、これが1,210万円、こちらを支出しております。それから、細かな消耗品、救護関係等、こちらも結構かかっておまして、約200万円、支出してございます。それから弁当など食糧費、こちらが30万円。その他諸経費ということで15万円。こちらが内容となります。

差額が16万円生じますので、こちらは令和5年度、翌年度に繰り越すというような内容でございます。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 補助金2か年分、そうですね、前年度は開催していないので、その分が落ちて、収入のほうは町から1,000万円。それで、繰越金78万円というのはどういうものですか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

こちらは、令和元年度当初開催を予定して、やはり補助金を町から支出いたしまして、実際エントリーまで行いましたけども、結局、最終的には中止ということになってしまいました。当然、エントリーいただいた方にはエントリー料を全部返さなければいけないということで、あと記念品とかその辺もおつけして返したものですから、500万円のうち、この78万円を除く422万円ですか、をその経費に充てたということでございます。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） なるほど、分かりました。やはり1回目ですので、なかなかどのぐらいかかるかというのもやってみないと分からないところというのは多々あると思うんですけども、そうしますと、来年度の予算はちょっと足りないのかなという気がします。

続きまして、町長の行政報告の中にもありましたけれども、皆さんの協力をいただいたということなんですけれども、ボランティアを含むスタッフの実稼働人数といいますか、そちらを教えていただきたいんですが。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、町の職員、こちらが68名ですね。それから、神崎中学校の中学生、こちらが41名、ご協力いただきました。それからボランティアが、約300名を超えるボランティアの方に協力をいただきました。ボランティアの方々の声かけによって、さらにボランティアが集まったというような形ですので、大体300は超えたであろうと、間違いなく300は超えているんですけども、そういった数字になっております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうしますと、合計でいきますと、およそ400名ちょいということですね。はい。

最後に、こちらの反省点、町長のお話もありましたけども、及び改善点等、具体的に分かっている部分があったら教えていただきたいんですが。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） それでは、反省点ということで、お答えしたいと思います。

今、高柳議員からもありましたとおり、初回ということでいろいろございましたけども、最たるものとしたしましては、手荷物預かり所、こちらが大変混雑してしましまして、ハーフマラソンの出走時間を15分遅らせてしまったということが最大の反省点かなと思っております。

これは、受付する業者がたしか4名ぐらいの数でこの業務に当たっていたということで、数が非常に少なかったこと、それから、プラザの裏の搬入口を預かり所としたんですけれども、とにかく間口が狭かったということもございまして、さらには想定を超えるランナーの数、100名想定ということで最初は思っていたんですけども、実際500名ぐらいの方がお見えになってしまったものですから、大混雑になったということで、あくまでもこれは人為的なミスだろうというところで、反省点の一番大きな点ということでございます。

それから、その他、距離表示がない、その他トイレの設置場所等々、これはランナーの皆さんからの声ですね。それからまた、警備、給水等の現場に関わった職員からもいろいろ指摘等がありまして、挙げると切りがないんですけども、改善はほとんど場合、非常に容易であると考えておりますので、次年度に向けて確実に準備を進めたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね。私も交通整理のほうで参加させていただいたんですけれども、一番端のほうだったので、町内の人、町の人がやっているのを知らないで、町内の人に何人か怒られたことがございましたので、そこら辺も、完全に入ってこられないように、ぐるっと外周で通行止めにしてしまうのも一つかなと思います。

あと地元のほうでは、説明をもう少し前に、やる、やらないは別として、説明をもっと早く、前にしてほしかったなという声も何件か聞いております。

マラソンは以上にいたします。

続きまして、災害対策なんですけれども、もう梅雨に入りました。例年より若干、早いと。また、大雨も推測されております。引き続きコロナウイルス対策と併せて、今度は災害に対しての対応が求められているところです。

災害の時期を迎えるに当たりまして、着々と準備が進められていると思うんですが、防災計画に基づく計画地域はここら辺でしょうか、まず。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

神崎町におきましては、住民の生命・身体・財産を地震・風水害等から守るための計画であります地域防災計画の改定を令和3年3月に行いました。

また、防災対策といたしまして、住民に対するハザードマップの情報提供、町合同の避難訓練、近年では自主防災組織の結成の運営補助・支援等の防災対策に努めております。

ご質問にあります防災計画に基づく危険地域対策であります。

まず、土砂災害につきましては、土砂災害警戒地域をホームページ及び地域防災計画、ハザードマップ等に掲載しております。また、洪水に対してであります、想定される最大降雨量に基づく浸水想定区域及び水深をハザードマップのほうに掲載しております。また、ゼンリン地図を活用いたしました浸水継続時間を示したハザードマップの公開を、町ホームページにしております。

倒木についてであります、過去の災害で被害に遭った地域を地図に記載し、重点的に巡回しております。

災害の規模・形態は年々変化しておりますので、地域防災計画やハザードマップの既存の情報に、これまでの経験を加味いたしまして、危険地域の把握及び対策を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 分かりました。

次に、避難所関係なんですけれども、設営、受入れのシミュレーション、また、感染対策等はどうなっているでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

避難所の設営・受入れシミュレーション、こちらにつきましては、毎年、防災訓練の中で避難所設営・受入れ訓練を行っております。令和4年度の防災訓練でも、新型コロナウイルス感染対策を行った避難所の設営・受入れシミュレーションを行う予定です。

避難所では、一般の避難者、要支援者、発熱のある避難者等、避難所内の区画割りを行い、実際に避難者役を設定し、受付から各避難スペースへの案内まで一連の流れを確認いたします。災害時に対応できるように、職員対象の設営・運営訓練を行う予定です。

また、感染対策につきましては、去年の9月の訓練時には、受付時の検温測定と併せて、健康状態のチェックシートを用意しまして、こちらの記載を行っていただいております。体調等に応じて、専用のスペース、発熱者、要支援者や妊産婦等の区画に分けて、各区画には保健師等が避難者の状態の急変に備えております。

避難スペースは、それぞれソーシャルディスタンスを守り、密にならないように考えております。また、実際に段ボールベッドを組み立て、隣の家族との距離の確認を行っております。さらに、トイレ等の動線は、発熱者等の住民と他の一般の避難者とが重ならないような動線を設定するよう注意しております。加えて、室内では全て換気の時間を適宜、設けて、マスクやアルコール消毒液も入り口やトイレ等、目のつくところに置き、利用を促しました。

さらに、季節ごと、夏場では暑さによる脱水や熱中症への対策、冬場では保温対策等、留意して対応していく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 続きまして、実際、災害が起こった場合に、今、ボランティアさんの力を借りないと、大規模の場合には対応できないのかなと思いますが、現在の災害ボランティア制度はどうなっていますか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

災害発生時において、避難者に対するボランティアの方の効果的な救援活動を実現するため、令和2年9月1日付で、神崎町社会福祉協議会と町との間に、神崎町防災ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定を締結してございます。本協定は、神崎町地域防災計画に基づいて神崎町が設置し、町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに関する必要な事項を事前に定める協定でございます。

センターが行う業務としましては、2つございます。1点目としまして、災害ボランティアの受入れ及び活動指示等に関すること、2番目として、その他、災害ボランティア活動を支援するため必要な業務となっております。

町の要請に応じて、ボランティアセンターを設置するため、業務に関して発生する経費につきましては原則、町が負担いたします。

ボランティアやNPOの方、関係機関と連携し、町民の生命・財産を守れるよう、活動を支援する取組を今後も継続してまいります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね。災害が起こらないことが一番なんですけれども、私も何か所かボランティアに行っておりますが、やはり人の割り振り等が混雑して混乱するという現状を見てきました。本当に災害が起こらないことが一番なんですけれども、起こった場合、迅速に対応していただきたいと思っております。

例年、災害訓練、各地区、去年は本宿3区でしたっけ、が行っていると思います。今年の災害訓練の予定はどうなっておりますか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 災害訓練に関しますご質問にお答えいたします。

本年度の防災訓練であります。令和4年9月1日に予定しております。各地区へは、区長さんを通して、合同避難訓練の募集を行っております。地区からの要望はまだ上がってございませんが、昨年度と同様に、新型コロナウイルスの感染状況により、区や関係機関との合同避難訓練を検討しております。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 続きまして、これは前回も聞いていたんですが、避難行動要支援者個別避難計画、1件でしたっけ、策定しているということだったんですが、その後、計画は増えておりますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

令和3年度に、議員おっしゃるように、モデル事業として関係機関協力のもと、1件の個別避難計画を策定してございます。本年度も、その計画に基づきまして避難訓練を行う予定となっております。

モデル事業を実施したことによりまして、個別避難計画策定には、時間と労力、地域の皆さんの協力が必要であるということが確認できました。今後、さらに先進自治体の策定方法などを参考に、災害時にスムーズな避難支援ができるよう、個別の避難計画策定を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 次の質問に移ります。

成田空港周辺9市町国家戦略特区、これも以前、ご質問させていただいたんですが、この間、議員の空港周辺の会議に出ましたところ、千葉県等々、現在の空港の内容等、ご説明いただいたんですが、その中で、この国家戦略特区、千葉県が主導していると思うんですが、あまり千葉県としては具体的な構想もなく、強力に押し進めていくというスタンスではないように受け取れました。「なかなか難しいんです」という言い方をしていましたが、各自治体で強い要望があれば、それを計画に載せたいというようなスタンスでした。

主に農地転用が一番の主体になるのではないかと考えておりますが、前回は聞きしましたが、圏央道のパーキングエリア、道の駅の具体的なプランもこちらの特区に載せられるようなお考え等はございますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 千葉県で昨年、令和3年1月に、内閣府に対しまして、成田空港周辺地域における国家戦略特区の提案を行っております。これから国におきまして、特区指定に向けた検討が具体的に始まるものと認識しておりますが、農地に係る土地利用規制の緩和ということで、こちらは岩盤規制中の岩盤規制と言われておりまして、難航が予想されるといったところでございます。

特区の指定に至るためには、規制緩和の必要性について、国の十分な理解を得ることが必要でございます。県としましては、今後も引き続き特区の必要性について国に説明を行っていくということで伺っております。

町のほうですが、パーキングエリアが整備されて、さらに多くの来場者が道の駅に

訪れることが予想されます。道の駅周辺の一体的な開発整備を実施するためには、民間事業者との協働による事業実施が非常に有効であると考えますので、町の方策と合致する事業者との協議をこれから検討してまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね。今、課長がおっしゃられたように、民間の力も、お金が当町なかなか厳しいところがありますので、活用して、いわゆるPPPや資金活用のPFIなどの活用も検討する余地はあるのかと思います。

最後に、新型コロナワクチン対策なんですけれども、先ほど来、町長及び廣瀬課長より、2回目98%、3回目80.9%との報告がありましたので、最初の接種については割愛させていただきまして、今後、事業はいろいろ展開していくわけですが、現時点で中止予定の事業があれば教えていただきたいのですが。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

今年度の町主催事業・行事に関して、コロナの影響によって中止等の変更があるか、各課のほうに総務課のほうから聞き取りをいたしました。現段階では、中止等が決定しているものについては、ございません。これから開催に当たっては、コロナの感染予防対策、こういったものを十分に講じながら、慎重に開催のほうを検討したいなど考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、3番 高柳議員の質問を終わります。

ここで休憩します。議場の時計で13時30分まで休憩といたします。

（午前11時57分）

---

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時30分）

○議長（大原 秀雄君） お諮りします。ただ今、高柳智議員ほか3名から、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書についてが提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたい

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、直ちに議題とします。

日程及び発議案を配付させます。

(日程及び発議案配付)

○議長(大原 秀雄君) 配付漏れはございませんか。

---

◎追加日程第1 発議案第1号及び追加日程第2 発議案第2号の上程、説明、採決

○議長(大原 秀雄君) 追加日程第1 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び追加日程第2 発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書については、関連がありますので、一括議題とします。

提案者は登壇して、発議案の朗読と説明を行ってください。

3番 高柳 智議員。

○3番(高柳 智君) 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、上記議案を別紙のとおり神崎町議会会議規則第13条の規定により提出します。令和4年6月9日。提出者、神崎町議会議員、高柳智。賛成者、同石井正夫、同鈴木節子、同木内直樹。

意見書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(発議案朗読)

続きまして、発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について、上記議案を別紙のとおり神崎町議会会議規則第13条の規定により提出します。令和4年6月9日。提出者、神崎町議会議員、高柳智。賛成者、同石井正夫、同鈴木節子、同木内直樹。

こちらも朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(発議案朗読)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(大原 秀雄君) お諮りします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議案第2号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大原 秀雄君） 一般質問を続けます。

◇ 5番 鈴木節子君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木節子議員の質問を許します。

○5番（鈴木 節子君） 鈴木節子です。ただ今、議長より許可されましたので、発言させていただきます。

まず、コロナウイルスについてですが、全国的に感染者数が減っており、空港での検疫でも感染が激減しているとのことですが、これはこれまでのコロナウイルスは減っているけれども、新しい変異株が検出される前触れではないかとの声もあります。ですから、ここで感染対策を緩和することには不安があります。コロナが完全に収まるまでは油断せず、十分に注意すべきかと思えます。

さて、世界でも日本でも、豪雨、洪水、干ばつ、山火事などの異常気象とそれによる被害が多発しています。生態系、農業への悪影響もあります。この全てが温暖化の影響ではないものの、温暖化が進行すると、こうした被害が深刻になることが予測されています。

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の報告では、気候変動の悪影響を小さく抑えるためには、産業革命前からの気温上昇を1.5度未満に抑制することが必要であると言われていています。しかしその実現には、今から今後10年から12.5年分、2050年に排出ゼロとして、2030年には世界で半分以下にするなどの対策が必要です。

各国の今の目標はこれを満たしておらず、気候変動枠組条約の2021年に行われた契約国会議、COP26決定で、各国に目標の引上げを求めました。

日本の温室効果ガス排出削減目標は、2030年に2013年比で46%削減、2050年、排出実質ゼロとなります。これを達成するためには、国がやることで、自分たちには直接関係がないと思われている人もいるかもしれませんが、国というより、各自治体に要求されていることなのです。これについては、後で詳しく質問したいと思います。

以下は自席にて行います。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、まず気候危機打開と地域発展自治体の脱炭素に向けた課題とはということで、1番目に、自治体レベルでの温室効果ガス排出削減目標はどうなっているかということですが、自治体レベルで見ると、2030年は国の目標またはそれ以上、2050年は排出ゼロが求められると見ることができます。

日本国内でも、2022年1月末現在で、598自治体が2050年、排出実質ゼロ目標を掲げていますが、神崎町はどうでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 鈴木節子議員のご質問にお答えいたします。

現在、神崎町において、町全体としての温室効果ガス排出目標の設定は考えておりません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 排出実質ゼロ宣言をした都道府県と市区町村の人口は1億1,500万人と、日本の人口の大半を占めています。多くの自治体は、事前に詳細な削減積み上げ試算を行い宣言しているわけではなく、脱炭素の必要性の判断で行っています。まだ目標を定めていないようなら、今すぐ2030年、2050年の排出削減目標を決めるべきではないでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

千葉県の実績ですが、2022年5月末現在、ゼロカーボンシティ宣言をしている市町村は、20自治体になります。近隣では成田市です。

町としての目標、先ほど掲げておりませんと申し上げましたが、神崎町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）ということで、役場、学校等、公共施設でCO<sub>2</sub>削減を目標化しております。昨年、令和3年12月に計画を策定しまして、ホームページにも

載せてありますが、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）ということで、計画のほうは掲げてあります。

この中で、神崎町の公共施設における事務事業ということで、2030年度の目標ですが、2019年度比で15%、CO<sub>2</sub>を削減するということで目標を設定しております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 2030年については、その目標削減を15%と決めたということですが、2050年についてはいかがですか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 先ほど申しましたが、神崎町においてはゼロカーボンシティは宣言しておりません。まだそこまでの目標は立てておりません。

町全体としてもし計画を立てるとすれば、昨年度つくった事務事業編のさらに上のレベルになります。こちらについては、まだ体制的に目標設定をできるものではないと考えております。と申しますのも、町だけで計画を立てられるものではなくて、町内の民間企業を含めた、個人も含めた全体で削減目標を設定する必要がありますので、そういった体制もできておりません。今、早急に目標を立てても、絵に描いたもちになってしまっただけは何の意味もありませんので、今後、次のステップになるわけですが、体制ができた段階で、そういった計画を考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木節子議員。

○5番（鈴木 節子君） 目標をまだ定めていないということであれば、その目標を達成するための地域対策、ロードマップもその後、必要になってきますが、その検討については、まだ手をつけていないということでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） はい、まだ未定でございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 千葉県では少ないようですが、全国的には削減目標を掲げて、さらにロードマップに着手している自治体もあるわけですから、神崎町も遅れないように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、脱炭素対策についてどうなっているかということですが、排出の大きな事業所が、神崎町にはないわけですね。その場合には、対策は、1つ目、省エネでエネルギー効率を上げて、エネルギー消費量を大幅に削減していくことと、2つ目は、再生

可能エネルギーを大きく増やし、化石燃料をゼロにしていくことの2つが考えられます。

まず、省エネについては、新築、引っ越し、あるいは大規模改修時に、断熱性能の高い建築を選択してもらうこと、車の新規購入や更新時に省エネ車を選択してもらうことが大事になってきます。そんなことは住民の自由でしょうではなくて、そのように住民に考えてもらう必要があるのではないのでしょうか。町はそこにどのように関わっていくつもりでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

東京都であるとか、財政的に裕福な自治体であれば、そういった事業に対して自治体として補助金等を交付しているところもあるようです。ただ、残念ながら神崎町においては財政規模的には小さいものとなっておりますので、ほかに優先すべき事業がたくさんありますので、そういったものを優先的に考えて、進めておるところです。

ですがいまして、こちらの問題について重要ではありますが、現状、予算を伴うものについては、なかなか計画的には載せることが難しいところでもありますので、今後、そういった法的優先度であるとか住民ニーズを勘案しまして、また計画のほうを町のほうで検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） なるべく今後の住民生活に関わって進めていけるように、お願いいたします。

次、電力では、日本全体では、今の電力消費の数倍の再生エネルギー電力の可能性があると環境省が2019年に言っております。そこで、この資源を生かし、再生可能エネルギーをどんどん増やし、2050年までに地域の全エネルギーを転換していく必要があります。

地域では、再生可能エネルギーの割合の高い小売電気事業者及び小売メニューに変え、地域内消費電力に占める再生エネルギー電力割合を拡大し、最終的に再生エネルギー100%にしていく方法が考えられますが、そうした方向については、検討は始まっているのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

再生可能エネルギーにつきましても、1つの例でいえば、太陽光パネルの設置に対

する補助ということも、昨年までは県補助も含めて実施しておりました。県の補助金が今年からなくなっておりまして、町単独で単価は下がりましたが、パネル設置については補助を出しております。また、そういったPRも行っております。

また、大規模も含めて太陽光パネルの設置ということもあるんですが、これは私の個人的な主観もあるんですが、2050年のゼロカーボン、カーボンニュートラルというのは、CO<sub>2</sub>の排出量と、森林等で吸収されるCO<sub>2</sub>、その2つを合わせてゼロにするというものであります。したがって、伐採、伐採で、そこが例えば太陽光発電の一大拠点になったとしても、吸収すべき緑がなくなるとは、2050年の目標にも達成不可能と私は考えておりますので、その辺はバランスを取って、町の開発になるんですけども、進めていかなくてはならないのかなと個人的には思っております。

いずれにしても、再生可能エネルギー、省エネについては重要なことですので、町としても、そういった周知・PR等は今後も引き続き行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そうしますと、町に緑を増やしていく、そういう方策も考えているのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） そちらについては、私が答えられる立場にはないんですが、少なくとも極端に減らさない方向で、町の緑を保つというのは必要かなと思っております。そういった植林については、私は担当課ではありませんので、ちょっとお答えできません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、そちらの担当はどなたになるんですか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（石橋 正彦君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

森林の植林であるとかの事業につきましては、森林環境譲与税というものがございまして、そちらを活用して森林の整備というものを進めていくというようなことになっております。

また、国のほうでも事業を行っておりまして、町でも災害に強い森づくり事業といったことで森林整備、進めているところです。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 森林を増やしていくことも大事なんですけど、先ほどのちょっと話に戻りまして、太陽光発電の県の補助がなくなったと。町でもやっているということなんですけれども、町のほうはそれを今後、増やしていくつもりはないんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

県の補助事業がなくなった理由ですが、令和4年度、今年から、太陽光パネル、蓄電池の共同購入という事業を始めております。これは設置購入希望者を県のほうで一括して募りまして、ある程度、数量をまとめた上で、契約した業者に安く設置させるという事業であります。したがって、以前のような補助金ではなくて、そういった設置費用自体を下げるというような事業を今年から始めておりますので、県としてはそちらに切り替えたので、補助金自体はなくしているという状況です。

町につきましては、昨年まで補助金として出していたんですが、すぐになくすのではなくて、今回、単価を若干、下げて、今年度も継続しております。今回の県の事業を見ながら、どれぐらい安く設置できるのかも含めて、効果を確認しながら、来年度以降は検討したいと思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、町としてはその方向で進めていただきたいと思えます。

次に、自動車燃料なんですけども、これは電気自動車に転換し、再生エネルギー電力を利用していく方向が考えられますが、全て国や県、大きな市、自動車会社などに引っ張ってってもらうのではなく、町としても何か考えていることはあるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

現段階では特にございません。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 町としてはそこまでは考えていないということですね。そのうち考えざるを得なくなるときがやってくるかもしれませんけども、じゃあ、この問

題については、ここまでいたします。

次に、成年後見制度において、町の果たす役割は何かということで、1番目、成年後見制度の利用は現状に見合ったものになっているかということですが、高齢者への振り込め詐欺や消費者被害などが後を絶たない現状です。日本では、75歳以上の人が1,880万人で、人口の15%になります。判断能力が減退した高齢者を被害から守ることは、急務です。

成年後見制度とは、精神上的障害により判断能力が減退した人（認知症、知的障害、精神障害など）に対して、裁判所が任命した後見人等が、代理権、同意権、取消し権等を行って、財産管理や身上監護を行う制度です。今後、団塊の世代の高齢化に伴い、成年後見制度の利用が必要な人は、より増加することが見込まれていますが、神崎町では現在、この制度を利用している人は何人くらいになるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

本町における後見制度利用者につきましては、平成22年に1件、この制度を利用された方がいらっしゃいます。その後、今日現在に至るまで、5名の方がこの制度を活用されております。5名の方のうち2名の方については、既に故人となっております。現段階では3名の方がこの制度を利用されているという状況でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 今後、利用者が増えたら、後見人は足りなくなるのではないのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 利用者が急増すれば、足らなくなる可能性もあるかと思いますが、現段階では、そのような状況はまだ見えないのかなと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） では、成年後見制度を活用する人が増えてきたら、その時点で後見人を増やすようなことを考えていくということですね。

2番目、成年後見制度利用促進法に町は対応しているかということで、国は、2016年に成年後見制度利用促進法を制定し、各市町村に中核機関を整備することを求め、基本計画の制定を促し、5年ごとの見直しを求めたということですが、町はどのように対応しているのでしょうか。社会福祉協議会などが中心になり、成年後見センターなどを設置して対応してきた自治体もあるそうですが、神崎町では、中核機関設置に

向けて取組がなされてきたのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

成年後見制度利用促進に関する法律第14条第1項では、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とあります。市町村の努力義務とされております。

残念ながら、本町においては基本計画の策定及びその実施機関の整備がなされておられません。国の調査では、令和2年10月時点ですが、基本計画を策定済みの自治体は、全国で16.4%、実施機関としての中核機関もしくは権利擁護センター等の整備済み自治体は38.9%となっております。県内でも、千葉市や柏市など大きな自治体の中核機関を設置しているようです。

計画の策定については、引き続き検討し、実施機関の整備についても、人口規模の観点などから、周辺自治体との連携が可能であるかどうか、その辺を含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは今後、基本計画の制定を目指し、また中核機関設置についても努力していくということですね。

次に、4親等内の親族のほかに、町長が申立人になることができます。この例は、単身高齢者や、高齢者のみの世帯の増加に伴って飛躍的に増加しているようで、2020年には全体の24%を占めているそうです。

町長、この件についてはご検討いただけますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えします。

何分、突然なもので、何とお答えしていいかちょっとあれですけども、私もその制度自体、よく本当に細かいところまでなかなか存じ上げませんので、少し勉強させていただければなど、そういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 先ほど議員の質問に対してお答えした5名の方、いらっしゃいますが、こちらの方については、全て市町村申立てというような形で制度利用に至っております。

あと、そのほか家族等の申立てにつきましては、こちらで件数等は把握してございません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、町長が申立人になったことはないということですか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 繰り返しになりますが、過去の5件の例は市町村申立てでございます。町長が申立人ということです。（「でも何か知らないようですけど」と呼ぶ者の声あり）直近ではないということで、報告がなされていないということで。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、今までなされてきたということで、町長が知らないということはおかしいことなので、町長、しっかり勉強して、今後も増えていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、また、中核機関において、専門職の協力も得ながら市民後見人を育成し、活動を支援する体制を整備することが、市町村に対して求められています。こうした計画はあるんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

後見人になるべき方としましては、親族の方、そのほか弁護士、司法書士、専門的な知識を持っている方、そして議員申された市民後見人、そういった方が後見人となるべき方と認識してございます。

市民後見人につきましては、市町村で実施する研修を受けた上で、家庭裁判所の任命を受けてその職に就くという制度でございますので、現在のところ、町ではこの研修を実施しておりませんので、今のところ市民後見人の方は町内にはいらっしゃいません。

また、この研修につきましても町単独でやるというのはなかなか難しいものがあるかなと考えております。先ほどの答えと同様に、近隣の自治体と連携して行うことができるかどうか、その辺を勘案しながら、今後、市民後見人についても支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、そうした計画に従って、市民後見人を育成してい

くことに努力していただきたいと思います。

さらに、成年後見制度を利用するほどには判断能力が減退していないものの、自ら通帳や生活費の管理に不安がある人に対して支援業務を担当する、生活支援員の確保も市町村が行わなくてはならないということですが、神崎町ではこれほどが担っているのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

千葉県では、後見人制度の支援センターとして、県の社会福祉協議会、こちらのほうに業務を委託しております。町の社会福祉協議会でも、日常生活自立支援業務を県から委託を受けて実施しております。この中で権利擁護等の相談も受け付けておりますので、町としましても、社会福祉協議会と連携しながら、そういったものにも対応してまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、そういうことには、町と、それから町の社会福祉協議会が対応していくことですね。

では次、3番目の教育問題で、子供と教職員にゆとりをとということですが、長時間勤務が常態化して、教職に魅力がなくなってきています。そこで、南房総市の例なんですけども、今年度から全小中学校で1日5時間授業の日を週2ないし3日に増やす取組を始めているそうです。子供と教職員にゆとりを持たせ、より教育効果を高めるのが目的とのことですが、神崎町では、まず1日5時間授業は週に何日でしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

週1日が5時間授業ということになってございます。（「週1ということですか」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） 小学校の高学年、それから中学生につきましては、週29時間の授業時間がございます。これは、週のうち4日が6時間授業ということで、24時間ということになりますね。あと1日が5時間ということで、29時間、こちらをクリアするものでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） これは他市の例で恐縮ですが、その南房総市では、夏休み

8月最後の5日間を短縮し、授業時間を確保し、また、各校で教育課程を見直し、日課表にゆとりを持たせる工夫をしているとのことですが、これは神崎町でもできないのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

南房総市で試行しているということは、お話は聞いております。幾つか成果と、また壁が出ているということでございます。まずは、おっしゃるとおり週5時間授業を実施して、その減らされた分を、夏休みを短縮して授業を行うというようなことは、まず教職員の実態、また意識調査、それから関係機関との調整、それから保護者の意識調査等々を実施して精査して、なおかつそこで夏休みを短縮して5時間授業することが本当に有効なのかと、その辺もきちんと検証してから実施するということになるかと思っておりますので、まだ実施するというのは早計なのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 今すぐ即実行はできるとは思っていないんですが、よく検討して、やはりそこでゆとりを生んでいるようであれば、他市の例に学んで、いろいろと方策を考えていくべきだろうと思います。

さらに、この南房総市の教育委員会では、生徒が放課後に時間を確保できることで人間関係を深めたり、主体性を伸ばしたりする効果があると期待しています。教員にとっても、研修の時間が生まれ、力量向上が見込めるとしています。中学校では、空いた6時間目を英語検定やプログラミングの学習機会へと活用することもできると思います。神崎町でも少しは考えてみたらいかがでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） 鈴木議員の質問にお答えします。

先ほど千葉県では南房総市がということですが、南房総市は2年間試行して、2年後に正式に行うと。それに先駆けて、茨城県の守谷市がそのようなことをやっております、もう2年間やっているんですけども、その中の成果と課題といいましょうか、先ほど鈴木議員おっしゃられたように、放課後にゆとりが持てたとかそういうようなことも、友達関係も深まったというようなことも出ておりますけども、一方で、補習塾や学童に行く時間が増えたというような意見もございます。それから、早く帰れるのはそういう家庭事情等でどうしてもという方で、実際に8時、9時まで残っている人数はあまり変わっていないようなというようなこともございますので、

やっぱり他市の先進的などころの事例をいろいろ検討させていただいて、守谷も入れるまでには2年以上の関係機関の調整や意識調査をやっておりますので、それが効果的だということであれば、神崎町でも取り組むというようなことはできると思います。以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） すぐには言いませんが、神崎町でも検討していただけたらと思います。

次に、小学校高学年に音楽専科の教員は必要ではないかということで、3月議会で石橋伸一議員が質問されたことに対し、「神崎、米沢両小学校に専科教員はいません」という答弁には驚いてしまいました。他の教科はともかく、5・6年生の音楽の授業は、少しかじったぐらいでは到底指導できるものではありません。教科書に載っている曲だけを教えているわけではありませんし、昔と比べてずっと難しくなっているのです。

教育長、昔、小学校の教員だったそうですけども、今5・6年生のところに行って、音楽を教えてくださいと言われたら、すぐできますでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えします。

すぐできるかどうか分かりませんが、私も音楽は、全て担当していたわけではありませんが、数年、音楽は担当していました。CDを使ったり、小学校の教員は教科の専門の免許ということではございません。小学校教員という免許でございますので、基本的には、やるというのが実状だと思います。

それから、先ほど専科教員はいないというふうに……、というふうには私は言っていないので、もうちょっと言わせていただきますと、小学校の11学級までの小学校には、増置教員といって、クラスを持たない教員が1人配置されます。12学級以上23学級未満の学校には2人、24学級以上の学校には3人、つまり11学級以内、本町では2校ともそうですけども、そこには増置教員が1人、いわゆる義務標準法で配置されます。

ということは、担任以外に1人の教員しかいないということなんです。その1人が一般的に20時間を持ちますので、今、マスコミで騒がれているような英語と理科と体育と算数を持つということは、基本的にはその加配がされない限り、単学級の学級では無理があるということです。4学級以上ぐらいになってきますと、それぞれの専門がありますから、その専門の人たちが教科を分けて指導することは可能だと思います。

ただ、根本的な解決には、先ほど教育予算の拡充の問題でもございましたが、義務標準法を改正していただいて、人員の配置定数改善計画をつくって、その中でやっていただかないと、音楽専科というのはつukれない。

ちなみに、本町では、神崎小学校の1名の増置教員は、5年生の音楽と家庭科、それから図工というようなものを持っています。6年生は音楽が堪能な方ですので、自担で音楽をやっている状況です。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木議員。鈴木議員、残り4分です。

○5番（鈴木 節子君） はい。私も昔、小学校の教員でしたが、5・6年生の音楽は教えられません。それほど専門的なんです。もし県の基準では十分な教育ができないと思ったときは、神崎町がお金を出して、音楽専科の先生を雇うことはできないんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） お答えいたします。

今、神崎町では総勢19名の町雇用の教育関係の職員を雇用しておりますが、千葉県でいきますと、町で雇用した職員は単独で授業を行えないということがルールでございます。これを無視してしまうと、財力のある市町が教員をたくさん雇って、20人学級とか30人学級が可能になってしまいますので、やっぱり県の雇用の人間であれば単独でやる、町の雇用であれば、誰か県の雇用の人間がつかない限り、単独では行えないというのがルールでございます。したがって、町で雇用はしても単独ではできない。併せて今、講師がこれだけ不足しておりますので、町で音楽の単独で雇用できる人材がいるかという、おりません。

そんな関係もありまして、町としても最大限、制度の活用はさせていただいておりまして、県の特別非常勤講師というのを、手を挙げまして、ここのところ10年以上になると思いますが、両小学校合わせて20時間、音楽の専門家の方から授業をしていただくような形態を取っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 5番 鈴木節子議員。最後です。

○5番（鈴木 節子君） 最後ですね、はい。

県の職員がつかなくちゃいけないというような変なルールがあるんでしたら、そういうルールを変えるように、県のほうに求めていくことはできないんでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 小川教育長。

○教育長（小川 泰求君） ルールはルールでございますので、要望としましては、先ほど予算拡充の請願もしていただきましたけども、いろいろな団体からそのような声は届けて、県、そして国に働きかけるように要望はしているところでございます。

以上です。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、時間ということなので、終わりにしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、5番 鈴木節子議員の質問を終わります。

ここで休憩します。議場の時計で2時40分まで休憩といたします。

（午後2時22分）

---

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後2時40分）

○議長（大原 秀雄君） 一般質問を続けます。

◇ 10番 寶田久元君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員の質問を許します。

○10番（寶田 久元君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

春が過ぎ、梅雨の季節となりました。これから夏にかけ、いよいよ植物も勢いを増し、成長していきます。

しかし、まだコロナ禍の影響もある中、ロシアのウクライナ侵攻により、小麦など農産物の輸出ができなくなりました。そして、西側諸国の制裁措置で、ロシアからの石油・ガス供給も止まりました。その結果、世界的に食糧をはじめ燃料費、工業製品、建築資材など生活必需品の全ての価格が高騰しています。世界の消費者物価指数が高水準に達しています。現代の生活に欠かせない電気料金の値上げは、ロシアから輸入するLNG、液化天然ガスを経済制裁で止めたことも原因として考えられます。

そして、地球温暖化の原因であるCO<sub>2</sub>を減らす脱炭素化が世界中で叫ばれている中、20年後にカーボンゼロになるよう、化石燃料を使った火力発電をやめ、この機会に地球に優しい自然エネルギーのクリーンな電力への転換とともに、安全性を極めた原子力発電の復活も考慮に入れることも望みます。

さて、質問ですが、これも脱炭素化になると思います。災害時の避難所になっている町の施設に太陽光発電設備と蓄電池を設置すると、国の補助事業で2分の1の補

助が出るようですが、本町でも複数ある避難所に設置にこの補助金を利用してはどうですか。

これを質問して、あとは自席でやります。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

本町の指定避難所ではありますが、6か所の避難所を指定しております。そのうち、神崎ふれあいプラザにつきましては、令和元年度から令和2年度にかけて、総事業費約3,800万をかけ、非常用電源設備の整備を行いました。また、神崎小学校につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて、総事業費約2,000万をかけ、非常用電源設備の整備を行いました。また、本年度、令和4年度には、ふれあいプラザと学校3校に、持ち運びのできる蓄電池、ポータブル電源を購入しております。

避難所の運営ではありますが、限られた職員を分散させないという観点から、まず神崎ふれあいプラザを開設いたしまして、その後、神崎小学校、米沢小学校と開設をしていくような形を取っております。

先ほど申し上げました非常用電源設備ではありますが、令和元年度の台風19号の被災の際の教訓を生かしまして、整備したものであります。神崎町における避難所の電源につきましては、令和元年度クラスの台風であっても十分確保できていると考えております。

寶田議員ご質問の避難所への太陽光設備の設置ではありますが、非常に参考になる事例ではあると思いますが、現在の神崎町の避難所を考えたときに、非常用電源設備の整備工事を行ったばかりであり、また、太陽光発電設備の補助以外の部分の経費負担等を考えたときに、費用対効果や中長期的な財政運営を考え、検討が必要である事案と認識しております。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 池上主幹、ありがとうございました。

今回、執行部のほうが大分にぎやかになって、池上さん、澤田さん、奥山さん、石橋さんですか、私はいつも新人いじめではないですが、皆さんも答弁するのには、議会に出た場合には一生懸命、勉強して、いろいろやってきたと思います。よい答弁、ありがとうございました。

まず、池上主幹、この事業は脱炭素化もある。それで、神崎町は発電機があるからいいとは言っていますが、千葉市でこの事業は行っていて、大体あと2割くらいで大

体の避難所が太陽光、蓄電池で整備が終わるみたいです。

それで、ふだんはその太陽光の電気を使って、電力も安くなっている。それで、蓄電池で夜間もそれは使えるというわけ。そういう利点もあるというから、いろいろこれから検討するとは言っていました。発電機は、全部発電機でやったら音がうるさいわけですよ。今は大分、防音がありますが。しかもこれは発電機は、脱炭素化には、燃料を使っていますから、鈴木議員の質問でカーボンゼロにするという、その目標、浅野課長が、神崎町としては考えていると言いながら、これも1つの脱炭素化ではないですか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 寶田議員の質問にお答えいたします。

先ほどご提案いただきました事業につきましては、千葉市でやられている事業ということを知って、事前に資料のほう、拝見させていただきました。非常に参考となる事業で、県のモデルケース的な事業となっているものであります。

ただ、神崎町の避難所における電源設備だけではなく、全体の公共施設と脱炭素化を含めて考えていかなければいけない事案だと思っております。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 鈴木議員の質問のときに、太陽光パネルに、町として浅野課長は助成していると言いましたが、それは屋根に乗せるものですか、それとも低圧、高圧の大きな発電所ですか。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

家庭用の太陽光パネルになっています。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） どのくらいの補助を出しているわけ。皆さん、通告してあるときにはよく書いて答弁もやりますが、私の場合、アドリブでもいくから、通告がないと言われればそれまでだけでも。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

1キロワット当たり2万円、掛けるマックスで4キロワットまでですので、最高で8万円の補助が出ます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 屋根に乗せる太陽光発電は、今すぐ事業に取り組まないとは言いましたが、私はこれ、避難所への再生可能エネルギー導入に関する、千葉市でこの事業をやっているというのを多古の勝又議長に聞いて、それで、千葉市にこれを問い合せて、局長のところを取ってもらったんですが、池上主幹、これは見ないでしょう。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 私のほうで資料のほうを一通り拝見させていただきました。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 見てもらえば、2分の1の事業で、ふだんの電気も安くなるという……、太陽光だから電気料金もこれで使えるということです。

私も施設の屋根に設置してあります。停電時にこれが使える。蓄電池はちょっと高いからできないけども、停電時に使えるというわけですから、ただ、町のほうでは、6か所全部に、今の説明では発電機が用意してあるからやらないというわけですが、これはいい事業だと思いますので、町長もちょっとこれを見て、池上主幹から見て、検討してもらえますか、町長。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） これを6か所全部につけるとなれば、半分は単費で出すわけですので、半分は自腹ということになるろうかと思えます。その事業費がどの程度かかるのかということも勘案した中で、メリットがあれば、当然やる必要があるのかなと思えます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 脱炭素化にもなるわけだからというわけで、私はこれを提案しました。

次に行きます。過疎化、香取市の佐原と東庄町ですか、香取市といっても佐原が過疎化ということですが、神崎町は人口減少になっているんだけども、これは過疎化にはならないけども、高柳議員の質問にはこれはなかったんだけども、香取市旧佐原が過疎化。それで、小見川、山田、栗本はその対象にはなっていないというわけですか。それには過疎化の基準があるわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 今回、4月に過疎地域の指定を受けたのは、香取市のうち、旧小見川町を除く旧佐原市、旧山田町、旧栗本町が過疎地域に指定されたということでございます。

条件としましては、人口の減少率と、あとは財政力指数のその組合せでその要件となるというものでございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 人口の減少率と財政力指数だとすると、神崎は財政力、いほうだから、人口が減少してきてもならないというわけですか。

それと、香取の中でも小見川だけ除かれるのはどういうことですか。一緒の今、自治体になっているでしょう。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 過疎指定について、ちょっとご説明させていただきます。

まず、人口減少率というのは、一定期間ということですが、長期または中期のいずれかの人口の減り幅というのをまず見ます。長期というのは、過去40年間、昭和55年から令和2年までの間の人口が30%以上減少している場合でございます。あともう一つ、中期においては、過去25年間、平成7年から令和2年までの間の人口が23%以上減少している場合ということで、このいずれかの要件に該当しますと、過疎地域の指定を受けるということになります。

これに加えて、財政力指数につきまして、市町村の平均である0.51より低いことというのも要件となっております。

それで、合併された市町村につきましては、合併前の市町村単位での判断ということでございます。そうした場合には、香取市の場合は、佐原市で24.5%、山田町で25%、栗本町で23%と、この3市町につきましては、基準の23%以上減少しているという状況です。小見川町につきましては、18.1%と減少率が低いということで、今回のこの過疎地域の指定からは外れたものでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） もう合併して十二、三年たつけれども、合併前の基準でこれは取ったわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） おっしゃるとおり、平成の大合併で合併し

た市町村につきましては、合併前の旧市町村での単位の判定ということでございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、国も過疎地域にはいろんな特別交付金でお金も出すみたいですが、過疎化対策だということですが、千葉県にはどのくらいその指定があったわけですか。私はお隣、香取が指定になったからこの問題を出したんですが、分かりませんか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 県内の状況でございますが、現在、8市、5町、13市町村ですね。8市、5町が過疎地域のほうに指定されております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 今、全国的に少子高齢化で人口も減る。あとは財政力指数も問われるみたいですが、全国でもどんどん、どんどんこれは増えてくるかなというような気がいたします。

次、大原議長宅前の国道365号線、凸凹、車で要するに神崎から佐原へ行くと左側ですが、これは排水工事か何かやった。私も役場へ来るときには、ちよくちよく来るけれども、帰りのときにはカタカタ、カタカタとこうなっている。これは工事も長かったと思いますが、あれはもちろん直すことは直すでしょうが、どういう状況なんですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 現在のご質問の道路につきましては、今後、千葉県が実施予定の地下排水施設の整備工事において、埋設する構造物が本町の水道本管に干渉してしまうということで、その水道本管を移設するという工事でございます。水道配水管の布設替工事を町の水道事業が行った道路でございます。

昨年度、その水道管の布設替につきましては完了しておりまして、今後は、今度は千葉県の工事で、同じ車線上をまた掘削して、排水施設としましてコンクリートの構造物、ボックスカルバートを順次、設置していくという予定となっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） まず課長、話は大体、分かりました。昨年暮れから工事をやっていたのは、町の要するに水道の工事をやって、これから県の排水工事をやるからというわけですが、だから簡易な舗装で、きれいに直さなかったんでしょうが、それは県の排水、配る「配水」じゃなく流す「排水」ですよね。それはいつやって、い

つきれいに直るわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 県の工事につきましては、当初の予定では令和4年度早々に着工するという予定であったんですが、現在、工事単価の改定や、特殊資材の価格調査などの事務が必要となっております、香取土木に確認したところ、発注までにはもう少し時間がかかるということで伺っております。

また、予算確保等の問題もあって、現在その工程を見直しているという最中で、現時点で、県の工程スケジュールについては明確な回答を頂けておりません。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 県の仕事で4年度中で、今年度中にはできるわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 発注時期につきましては、恐らくですが、上半期は難しいので、今年度下半期の発注になるかと思えます。あとは予算の関係もございまして、その工事がいつ完了するかというのは、こちらのほうでは申し訳ないんですが把握できておりません。

現在の仮舗装につきましては、おっしゃるとおり簡易舗装の状態でございます。今後、引き続き県のほうでまた同じ場所を掘削するという予定になっておりまして、町のほうとしましては、現在の近隣の方にご迷惑をおかけしている状態というのは重々承知しておりますので、県のほうにも早めの着工と仮舗装の品質管理について、お願いしてまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 大和建設さんがやったのは、榎本から小竹自転車屋の手前までですが、県がやった場合には、きれいに元のとおり舗装は直すでしょう。その確認と、香取市のミニストップのほうから小竹自転車屋のほうまでもやった。香取市の三興組がやったと思いますが、あれは何の工事で、あれも凸凹ないですか。あれも一気にやっちゃうんですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） ミニストップの前の工事につきましては、あれは町の工事ではなくて、県のほうの排水施設の整備の一部の工事でございます。

県のほうには、今後も早期の着工をお願いしていくということなんですが、町のほうとしましても、何度か既に手直しをやらさせていただいておりますので、またご指摘あれば、安全上問題あるようでしたら、今後も対応を続けたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） ミニストップから来るものは排水で、それと同じカルバートを榎本から小竹自転車屋のほうまでやって、三興組がやったのにつなげるわけですか。それで今度そのときに、舗装がきれいに全部直っちゃうんですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） おっしゃるとおり、今のミニストップの前から榎本の交差点までボックスカルバートを埋設するという予定です。ただ、佐原側から工事を進めていくのか、神崎の榎本の交差点から進めていくのかというのはまだ決まっていないそうです。それで、そちら全面、排水施設を埋設した後は、香取土木事務所のほうでは全区間で本復旧ということで、全面舗装を実施したい意向というのは確認しているんですが、現時点で予算の確保ができていないため、その辺の確約はできないということでお知らせしております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 全面舗装をやるという予定ですから、じゃあ、そのうちきれいに舗装はできる。ただ、予算が取れないというのは問題だとは思いますが。

まだ時間があるから、これは通告していないけれども、本当に簡単なことです。道路問題で、神崎の道路ではないけれども、神崎から西部田に抜ける西部田の農道に大きな穴が空いているわけ。それは新区の区長から西部田の区長に言って、市のほうに言ってくださいと言いましたが、行政のほうからなかなか直してもらえないから、香取市の建設課かな、その辺に連絡は取れないものですか。

前に私は、あそこは新区の生活道路ですから、香取市だから、新から西部田に抜ける、あれは農道になっているとはいいますが、舗装ですが、当時、副市長だった大堀さんという人にじかに電話して、その人はまだ建設課の課長か何かで、技術屋だったみたいですが、早く直さないと宇井市長から直に言うよと言ったらすぐ直してもらいましたが、西部田の区長を通してやってくれとは言っていたけれども、これは行政を通して、本当に大きな穴が空いているから、通ってみれば分かるけれども、新区ではそこが生活道路、西部田はさほど通らないんだよね。

だから、これは関係ないかもしれないけれども、行政間ではそれはできないわけですか。これを聞いて次に。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石井 達矢君） 行政間というか、事務レベルではお話しすることは可能だと思いますが、正式に要望という形ではなくて、こういうお話を住民

の方から伺いましたということでお伝えはできるかと思えます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 電話1本だけですから、言ってもらえれば、神崎町の課長が電話を入れれば、新の区長よりか力があると思えます。

さて、石橋主幹、行きますよ。エースが出てきましたね。全ての物価が上がっている。下がっているのは米だけ。今年も米価は低いと思えます。主食用の米は。そこで、私は飼料用米に日本貨物ですか、元住友商事と二、三日前に契約しましたが、米は今年も安いでしょう。まずそれから。

それで飼料用米が、去年は私は主食米も飼料用米も半分、半分で作ったんだけど、売上げ的には飼料用米のほうがよかった。それで、どうしようかといったら、増やせるのかなと言ったら、増やせるようなことを日本貨物は言っていたんだけど、去年並みで契約しましたが、仮に、今年も米が安いという情報が入っていますので、飼料用米が増えたら、それは全部、飼料用米として受けられるのかな。極端な話、神崎町全部、飼料用米にしたらどうなのかということですが、質問、それから行きます。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（石橋 正彦君） それでは、ただ今ご質問にお答えさせていただきます。

現在、米の減反政策であります、経営所得安定対策の申請の受付を行っているところです。飼料用米に関しては、政府備蓄米のように数量の上限が設定されているものではありませんので、申請そのものについては受けさせていただくようなことになっていこうかと思えます。

ただし、寶田議員が今おっしゃったように、全部飼料用米になりましたということだと、予算的な部分も関連してまいりますので、受け付けることはできるんですけども、補助事業単価であるとかそういった部分については、本当に全部だとどうかというところはあります。

現在の受付状況、申請状況でいいますと、去年は176ヘクタールの飼料用米の申請がございました。今年、今、申込みの最中ということですがけれども、今日現在で約206ヘクタールで、30ヘクタール程度、増加しているような状態です。予算措置そのものは、40ヘクタール増加しても可能なように、町単独事業は予算措置してありますので、現状、受付とすれば可能な状態です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） そうすると、もう30ヘクタール増えちゃっているというこ

とですから、今、受付中だといいますから、まだまだ増えると思います。そうしてみますと、今の答弁の中で、これは助成金ですから、米の買い上げというのは1キロ8円だそうです。これは一時13円で、米の買い上げはともかく、助成金でこれは成り立っている事業なんですから、そうしますと、関東農政局から振り込まれるお金は、これは国の助成でしょう。それから県、あと市町村による。市町村によるのは、関東農政局と県からのが全部同じけども、市町村からは各市町村によって助成が違う。それが増えれば増えるほど、低くなるわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（石橋 正彦君） ただ今のご質問お答えいたします。

町の事業につきましては、先ほども申し上げましたけれども、申請状況で見ますと、予算の範囲内にはなっております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 町だけだったんだけども、石橋主幹なら何でも知っているから、関東農政局から来るものも県からの助成も、全体が増えるんだから、町はまだ今の状況では予算は持っている。けども全体が増えれば、関東農政局と県の補助金は、結果的には多くなれば減るということですか。それだけでいいです。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（石橋 正彦君） お答えいたします。

関東農政局にもちょっと確認をさせていただいたところではございますけれども、現状、通常を取組で行いますと、10アール当たり8万円という単価があります。取組の仕方によって、取れた米の量だけ増えていくといったような、一括方式といったようなやり方もありますけども、通常ですと基幹で8万円というが部分あります。そういった部分については、国のほうでは予算措置としては現状、大丈夫だろうというようなお話はいただいております。

ただし、制度的なもので、国の交付金の中で産地交付金というものがあります。そちらにつきましては、全体の予算枠の中で取組の面積、また取り組んだ技術の面積等々で割り返して数量を出しますので、3月の時点で申請が多ければ、そちらの部分については目減りする部分があるかと思っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 石橋主幹、飼料用米について、私はこれ、なかなかのみ込めないんですよ。区分と一括と2種類あるわけですよ。その説明をお願いします。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（石橋 正彦君） お答えいたします。

区分管理というのが、圃場を指定して、その圃場で取れた米を全部、飼料米として出すというようなものです。収量に応じて金額が変わっていくというようなものが、区分管理と呼ばれるものです。

一括管理と呼ばれるものは、例えば農協さんと契約をします。そうしますと、標準の収量というのがあります。神崎町ですと、1反歩当たり、10アール当たり約9.4俵ということですが、それで換算しました数量を農協さんと契約して、契約した数量を飼料用米として出すというもの、これが一括管理というようなことになります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 区分は取れただけで、増えれば増えるほど、助成金が来るのは増えるわけですか。それで、一括は9.4俵の場合には、足らなかつたら、これにはコシヒカリでも何でも自分の食料米のほうを回すほかないわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（石橋 正彦君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、一括管理でもし収量が取れなかった場合は、おっしゃるとおり、コシヒカリであるとかそのほかの主食用米として作付をしていたものから数量を足していくようなことになります。

一括管理については、取れれば取れただけ、先ほど9.4俵というお話ございました、9.4俵で8万円という基準を、増えれば増えただけ増えていくと。上限が10万5,000円だったかと思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） もう一つ。全部これを足していくと、去年並みだとすると、1反歩当たり飼料米だと10万はクリアできますか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（石橋 正彦君） 実は結構これ、計算が面倒で、特に県費のほうに面倒なんですけれども、通常に足し上げていくと、10万円はクリアできるような形になろうかとは思っています。

ただ、3年契約という複数年契約をやった場合、去年は初年度ということで、1万2,000円が1反歩当たり出ていました。それが2年目で今年については6,000円という

ことで、目減りいたしますけれども、10万円の金額、1反歩あたりは超えてこようかとは思いますが。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 3月に私、予期しないお金が入っちゃったんですよ。1町7反やっていて、約30万円というお金が私の口座に入っちゃったんですよ。それを確かめたら、今、石橋主幹が答弁したみたいに、3年契約でやってあるからというわけ。それで、今年はこの半分になっちゃうわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（石橋 正彦君） 3月末に入ったお金というのは、恐らく産地交付金と呼ばれるものだと思うんですけども、それとは別で、複数年契約の分については、今年2年目という方につきましては半分になります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） これは複数年契約と今説明したのはまた別個の助成金になるわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（石橋 正彦君） 3月末に振り込まれたものというのは、先ほど産地交付金ということで申しあげましたけれども、取り組んだ技術によって金額がまた変わってくるというようなもので、側条施肥であるとか温湯消毒、また、一発肥料であるとかといった技術を2つ以上、もしくは1つでも申請できるんですが、そちらの申請をいただいたものを予算の総額で割り返して、振り込みをされるというのが産地交付金で、3月の末に振り込まれたというものは、そちらの国庫の補助金だと思います。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） これ、飼料用米は全部が助成金なんですから、だから町の監査も、国、関東農政局の監査もこれはきついみたいですが、私は農協にずっとやっていたけれども、住友商事のほうが率がいいというわけで、替えたんですよ。

そうすると、住友商事とやっていた農家は全部、関東農政局から踏み込まれちゃって、全部の書類を出せというわけ。くず米から何からというわけで、そういうくず米なんか庭先渡しだから領収書も何もないと言ったら、場合によっちゃ助成金の返還もあるよというわけですが、それで、農協契約の人らは調査が入らないというの。

そういう情報は入っていませんか。一般企業のほうは監査が入られる。農協とやっ  
ていけば入られないという。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（石橋 正彦君） お答えいたします。

今のお話ですけれども、農政局のいわゆる食管の部局だと思います。いってみます  
と、飼料用米ということで販売しますと、売り単価としては本当に安い単価になりま  
す。それを主食用米に回していないかどうかといったものをチェックしていく食管の  
部局だと思うんですけれども、農協さんについては信用があるということというより  
は、農協さんには入っていないということは伺っております。農協さん以外の米穀の  
取引をされているところについては、食管のほうで入っているというような情報は伺  
っております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 答弁はいいですよ。武田組合長が政治手腕で関東農政局の  
ほうからの監査が入らないようにしたのかなというような気がいたしました。これは  
関係ないことだけでも、いずれにしましても、全ての物価が上がって、米だけが下が  
っているという状況なんです。中には昨日の日銀総裁は、物価が値上げしても、コロ  
ナ禍で消費者はお金がたまっているから許容できるじゃないかというような発言をし  
ちゃって、昨日の国会では撤回していましたが、全く何もかも上がって米だけは上が  
らないというような状況です。

石橋主幹、ようやく議場で私の答弁、できましたね。楽しみに待っていました。私  
はいつ落選するか分からないから、石橋主幹が来るのを早く待っていましたから。

次に行きます。国が4月1日から成人年齢を二十歳から18歳に引き下げたというこ  
とですが、これは直接、町の議会でも議論するわけじゃないですが、成人扱い、結果  
的には18歳で成人式をやるようなことはないでしようが、18歳で酒・たばこをやっ  
ていいのかというようなあれですが、これに関して分かる人、担当課長と聞いていま  
すが、誰か。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） それでは、寶田議員のご質問にお答えいたします。

日本の成年年齢であります。20歳と民法で定められておりましたが、この4月1  
日から18歳に変わりました。

私のほうからは、一般的なご回答になりますが、成年、18歳になりますと、親の同  
意を得なくても、自分の意思で契約ができるようになります。例えば携帯電話を契約

する、独り暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、ローンを組むといったようなことができるようになります。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、就職や進学などの進路も自分の意思で決めることができるようになります。

その他の変わった点といたしまして、10年有効のパスポートの取得、また、女性の結婚年齢が16歳から18歳に引き上げられましたので、男女とも18歳ということになりました。

一方で、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関しましては、年齢制限、これまでと変わらず20歳のままとっております。

私のほうは、一般的な話としてご回答させていただきます。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） よく調べてもらいました。肝腎な成人式のことはどうなんですか。国も二十歳でやっているわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） 成人式のほうということで、お答えいたします。

3月議会にも、石橋議員から同じようなご質問を受けまして、その際に、現行どおり二十歳になってからということで、これから今年度以降も二十歳を対象に成人式は行うことといたしております。

理由といたしましては、18歳未満、大体、高校生、高校3年生ということで想定されますけども、それから先に向かって進学または就職ということで、家庭の負担も増えるだろうということがございますので、18歳で挙行するというのはちょっと難しいのかなと思っております。したがって、二十歳ということで対象としたいと思っております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） それは神崎町ですが、国のほうは分からないですか。国としては、18歳を成人年齢としました。まだこれは高校生なんだけども、成人式はやっぱり二十歳からでしょうね。町は今、課長の話で分かったけども。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

別に法律で定めたものということではございませんので、自治体に任せるといふことにはなるんでしょうけども、いずれにしても、18歳で成人式をやるところは

ほとんどないということでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。

今回、一般質問、特段これといったものはありませんが、18歳ではまだ高校生です。19歳になれば二十歳前だけども、ここはそういうふうにしてしまう。この18歳、19歳が、まず直近でいったら、昨年の参議院選挙の18、19歳の投票率、神崎町ではどのくらいあったか、それは分からないですか。通告はしておりますが。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

昨年度の10月に行われました衆議院議員選挙の投票率、18歳と19歳、合計した投票率であります。有権者数が112人いましたので、そのうち投票率56.25%ということになっております。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 全体の神崎町の投票率は。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

全体の投票率であります。61.9%ということで、こちらは千葉県の中で2位ということでありました。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 18歳、19歳も、全体で61%で、56%というんだから、投票率、大分、関心あるようですね。

次に、町長、最後にマラソン大会。天候が心配されましたが、町長、2年間中止していたマラソン大会も大盛況のうちに終わりました。これからちくちくいきますから。

まず、高柳議員も質問しましたが、同じようなようになったら、重複していますから、それはすみませんが、1,500人のエントリー、1,515名あって、実際参加が1,357名か。町内ではどのくらいの人が走ったわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、エントリー、最初の申込み、町内の方は123名ということでした。実際、当日参加して走られたのは111名ということでございます。

以上であります。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） エントリー全体で1,515名。全体ですよ。それで、走ったのは1,357名。これは参加費は最初からもらっちゃっていたから、これは返さなかったでしょう。これも答弁してくださいね。町内が123名で111名ですか。

3月議会で、私は今の局長が教育課長のときに、2キロですよ。ハーフでも体力的には心配ないけれども。ここでやったら、ネットで申し込んでくださいと。それで、3月定例が終わったら即やってみた。そうしたらもういっぱいだった。課長はそれを知らなかったかなと思ったんだよね。そうしたら、駄目だなと思って、そのままマラソン大会まで待ってまして、キャンセル待ちがあるというわけで、絶対キャンセルはあると思ったら、このような人数が参加できなかった。

内田君に、それ、キャンセル待ちでもいいから入れてくれないかなと言ったら、いや、エントリーしていなかったら、寶田さん、駄目ですよと。幾らかの望みを持ちながら、町長の挨拶、議長の挨拶も聞きながら、開会式に行って、新しいスニーカーも買った。トレーニングもやってきた。キャンセル待ちできないのかなと言ったら、できません、ゼッケンがない人は走れませんと。キャンセルがあったんだから、ゼッケンは残ったわけだから、ちゃんと参加費も払うから駄目ですかと言ったら、断られた。この辺に関してちょっと。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

今回の場合、締切日、設けてあったんですけども、その締切日前に、既に応募いっぱい定員になってしまったということで、まずそこで既に応募を打ち切っているわけですね。そこからもうキャンセル待ちということですけども、キャンセルはございません。ありませんでした。（「じゃあ、いい。分かった」と呼ぶ者の声あり）ということですので、キャンセル待ちも当然、生じないということですので、それで、そこからまたゼッケンがなくて、それでも走っていいのかというような。（「それは駄目だよ」と呼ぶ者の声あり）ええ。ということは当然駄目ですから、あとはどうしてもお答えのしようがないんですけども。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） いいですか、課長、1,500人で当日1,300人だよ。私は当日キャンセルでも期待はしていたと言ったんですよ。これだけ200人も走れなかったんだから、私の1人くらいの枠はあったんじゃないですか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） お答えいたします。

当日キャンセルというのは、受付が終わってみないと分からないわけですね。それで、その場で誰がキャンセルしたかというのは即時には分かりませんので、ですから、そこから新しくゼッケンを発行して走っていただくというような、そのような業務はできません。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） いいですよ。私がエントリーするのが遅かったから、このような結果になったんだから、これはこれでいいです。

これ、町長、別にけちつけるわけじゃないけども、2年間もこれがあって、しかも今年もコロナでどうかなというわけで、準備不足もあったわけで、町長、自分でも行政報告の中で言っていましたが、まず決算的には1,700万で、残りが10万か20万で、これは繰り越すというわけですが、交通規制が問題になったんじゃないかなというわけで、まず茨城側から神崎に入って……、神崎の駅から電車に乗るのは、佐原のほうからは、ある程度、立て看板は周知徹底していた。茨城側はなかったと、そういう話もあるし、あと交通規制が全体的に関係のところ、本宿、神宿、特に並木、小松あたりですか、交通規制の時間が長くて、周知徹底があまりなかったのかなという気がします。まず交通規制で茨城側のほうと町内からの苦情はなかったですか。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） 交通規制に関してということですが、まず神崎大橋側、茨城側から来られる方々は、私も確認はしていないんですけども、たしか通行止めになりますという周知の看板は立ててあったはずですよ。

それから、家から出られないといった、そういった苦情があったかということですが、私も直接には受けていないんですけども、担当が開催する1週間ぐらい前ですか、その前から、広報「こうざき」の5月号で、この場所が規制になりますよというような記載もしておりましたし、それから5月15日、町内全戸に、ここが規制になりますということで各戸配布をしております。

ということなので、たまたまご覧になられなかった方がいたのかなと思っております。この辺はまだ周知の不足かなとも思っているんですけども、私も4月になりましたから教育委員会に来たものですから、なかなかうまく指示はできなかったんですけども、なるべくコースの規制については徹底しようということで、アナウンスは繰り返

返したつもりではございます。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） ボランティアも300人も出て、体調を崩して救急車に運ばれたようなけがもなく、無事終わったんですが、町長は、読売新聞かな、そのコメントとして、今年は第1回マラソン、いろんな反省材料もあるけど、これを町のイベントとして大事に育てていきたい。蔵まつりと2大イベントとありますが、マラソン大会は、どこのマラソンでも、1,500人も走って町内で100人も走らなかったのかというあれもあるけども、各地域でやっているマラソンも、地元の人よりほかから来て、町長自身、自分でもそっちこちでマラソン大会に出ているみたいです。小江戸マラソンも町長が走っているとき、私は佐原ライオンズクラブで、小野川沿いで交通整理をやっていました。町長は分からなかったけれども、あれっと思って。課長の頃ですよ。

そっちこち走っているみたいですが、町内の中で町民運動会みたいに町の町民でみんなで挙げてやる。町内の人1,500人のうち100人も走らなくて、やるのかなという、そういう声もあるが、やっぱりマラソンは、町長みたいにマラソン、そちこちで走っている好きな人は、どこでマラソン大会があったら行くというわけですが、これも神崎のPR、地域おこしだと思いますが、その意味で、町長、これはやるというわけで、町の2大イベントとして、蔵まつり、マラソン大会。それで、マラソン大会は第1回目だから、これを大事に育てていきたいと読売新聞の千葉版にコメントがあったみたいですが、町長、マラソン大会の総括を、町長の考えと今後のことを聞いて終わりにします。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

このマラソン大会については、本当に今思うのは、やってよかったなと思っております。

参加されたランナー、そしてまたボランティアで迎えられた町民の皆さん、やはりご苦労さま、こんにちは、頑張っ、ありがとうございますという交流があつて、本当に何かお互い感動したと、また来たいと、神崎町はいいところだねと、温かい町で、こんな小さいことでも本当によくやってもらったねというようなことを言っていました。

それを受けた町民も、やはり気持ちよく、自分の町に愛着を持てるのかなと思ってます。そうすることが、やはり自分の町を大事に育てていく、そうして次の世代に

伝えていくということの一つの一步かなと、そんなふうに思っています。

町を誇りに思うこと、これが一番大事なことだと思います。私がいつも自分の中で思っていることは、特に自分の女房なんかもそうですけども、ほかの町から嫁に来て、町のことは知りません。そうすると、大概のことは、こんな田舎で信号もねえと、店もねえと、買物ができないじゃないかというようなことで、子供は自由に東京へ行っていいんだよと、千葉へ行っていいんだよというようなことでは、この町自体が成り立たなくなるわけです。実際、自分の家も成り立たなくなるわけです。これはやっぱりまずいことだと思います。不便ではあるけれども、人は少ないけれども、お金もないけれども、何かいい町にしようよ、面白い町にしようよと、そういうことを一つ一つ積み上げていくということが大事かなと思っています。

今回のマラソンは、発酵をテーマに行ったわけです。酒蔵まつりと続いてやるわけですけれども、町内外を問わず、酒蔵まつりもそうですけれども、いろいろな方が来ていただいております。そうしたことによって、ここ数年、すごく神崎町の知名度が上がりました。発酵の町、神崎ということですよ。10年ほど前は、本当に「カンザキ」と言ってくれる人がいました。「コウザキ」と読めなかったわけです。今はもうそういうこともなくなりまして、本当にありがたい話かなと思っています。これがやっぱり町のイメージアップにつながっていくと考えております。

翌日、実は職員に聞きまして、私はSNSというのを使えませんので、その辺をちょっと聞いてみました。そうすると、そのSNS上には、各いろんな多くの方から反響があったというようなことで、本当にいい大会だったという方が大半であったと。中にはご批判もあったかと思えます。それでその中で、今年、行われたマラソン大会の中で、上位4番にランクされたそうです。そういった意味では、非常にうれしいことだなと。これも本当に皆さんのおかげだなと思っているところでございます。

寶田議員もご指摘にあったように、まだまだ改善点があろうかと思えます。いろんな意味で、まだまだ足りない部分もありますけれども、こういうことを大事にしながら育てていければ、町にとっても本当にいい財産になっていくのかなと、そんなふうに思っています。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 町長、答弁ありましたので、また私もしゃべりたくまりました。

来年はエントリーを早めにやりますか。1歳年を取っても、体力的には大丈夫です。

過疎地の話もして、町長、今、子供も何もいなくなっちゃう、人口減になる、限界集落ということになってしまっはしょうがないから、こういうイベントを始めたということ。

またこのマラソン大会というのも、ゲストランナーもいましたが、よく増田明美さんとか高橋尚子さんなんか、その参加した人といろいろ話をしながら、それで親しみをしながら走っている。

町長も、私は開会式が終わって、商工会が焼きそばを作っているから、私も手伝いに行こうかと思ったら、もう終わってしまった。それで帰ってしまったんだけど、町長は何か今回、選手では走らなくて、中を大分、歩いてみたいたいです。うちのせがれの嫁と孫が、どこから来たですか、神崎の人ですかと聞かれたんです。神崎ですよと。何も寶田久元のあれを出せば、椿町長は寶田久元は知っていると思うよと言って、高橋さんが作った焼きそば5つも買って帰ってきました。それで、平甚さんのあの好評だったカルピス入りの甘酒、石橋正彦さんが500食か、商工会から買取りだという、これはもうしょうがない、買取り、15万払うほかないから、大分大きな声で販売していたんです。

それでも完売だというわけで、そういうわけで、うちの孫とせがれの嫁も出て、実際、ご自分の孫は、自慢でないけど、小学1年生ですが、どっちかという体育系で、それで、じいちゃん、一緒に走るっぺと言って、結構、足が速くて、今私は負けちゃうんですが、それを楽しみにやっていたんだけど、来年はいち早くエントリーしますから。

それで、町長、これで最後。区長会で町民運動会、長い歴史を持ったのは、今年をやめてやめると言っていたいいましたが、本当に町民運動会、今年で終わりになるわけですか。これで本当に終わり。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 区長会でもお話しさせていただきましたけれども、今まで長い間、いろいろな区長さん、それから地元の役員さん等からいろんな苦情等もいただいております、人もいないし、走る選手もいないんだよと、まして子供もいないのに、何で朝早く行ってテントを建てるんだというようなお話をさんざんいただきました。弁当の用意をするのも大変だというようなことの中で、確かに今こういった時代の中で、その辺もちょっと合わなくなっているかなと認識しております。

今年、実は町民運動会が60回大会を数えます。ちょうど記念大会として一つの区切りとするのにはいいのかなと思っておりまして、今回を最後に、町民運動会は一応こ

ここで終止符を打ちたいと思っています。

その後については、また考えていきたいなと思っています。

以上でございます。

○10番（寶田 久元君） 議長、終わり。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、10番 寶田久元議員の質問を終わります。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、令和4年神崎町議会第2回定例会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

（午後3時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員